

『宇久敬老特別乗車証』および 『宇久福祉特別乗車証・回数券』

の更新を受け付けます

5月20日（火）～5月23日（金）に
本人が下記「必要なもの」を持って
宇久行政センターへ

◆ 必要なもの

- 敬老パスまたは福祉パス
- 宇久乗車証（有効期限が令和7年5月31日のもの）
- 印鑑
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳（福祉パス対象の方のみ）

都合により指定日に来られない方は、指定日以降も宇久行政センターで更新の受付を行います。

（注）7月以降の申請の場合は、通常の新規交付手続きと同様に申請書の記入が必要となります。

◆ 敬老パス・福祉パス・宇久乗車証をお持ちでない方は

- 敬老パス対象の方（75歳以上の方を対象）
⇒ 本人が身分証及び個人番号が確認できるものを持って健康づくり課または宇久行政センターへ
- 福祉パス対象の方（下記の①～③の手帳をお持ちの6歳以上の方を対象）
⇒ 本人が手帳及び個人番号が確認できるものを持って障がい福祉課または宇久行政センターへ

※ ① 身障者手帳1～3級・4級下肢切断、② 療育手帳、③ 精神手帳1・2級

< お問い合わせ先 >

佐世保市役所 TEL24-1111（代）

敬老パス：健康づくり課（内線 5532）

福祉パス：障がい福祉課（内線 5108）